答 申 第 221 号 令和5年8月30日

神 戸 市 長久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会 会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について (答 申)

令和4年 10 月 31 日付神行行第 531 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「特定住居の立面図、断面図」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

立面図及び断面図は、条例第10条第2号イ及び条例第10条第6号に該当しないが、 条例第10条第1号の該当性について、再度検討すべきである。

2 審査請求の趣旨

- (1)審査請求人(以下「請求人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、建築主〇〇宅(神戸市北区〇〇)の立面図および断面図のコピー(建築住宅局の指定検査機関に図面保存)の公開請求を行った。
- (2) 市長(以下「処分庁」という。)は、「建築基準法第12条第5項に基づく報告書のうち確認申請書第1面~第6面の写し及び一般図(見取図、配置図、平面図、立面図)」の公文書を特定したうえで、その全てを非公開とする決定を行った。
- (3) これに対し請求人は、立面図及び断面図(以下「本件公文書」という。)についての公開を求める審査請求(以下「本件請求」という。)を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和4年8月10日受付の審査請求書、令和4年9月20日、10月13日受付の反論書、令和5年5月8日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1)請求人の南隣の建築物の建築主が、従来の瓦葺き2階建てから今様風の2階建てロフト付き(2階ほぼ全面)に建て替えたため高くなり、2階上部のロフト分だけ、請求人の1階リビングルームが影になっている被害を被っている。北側斜線が、建築基準法及び神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(以下「住環境条例」という。)に適っているのかをまず図面上で確認したいため、本件公文書について審査請求する。
- (2) 間取りの情報公開請求は求めていない。開示を求めているのは、本件公文書である。公文書非公開の定義にこだわりすぎて、本来の住環境条例第4条が機能していない。太陽光の日影は全ての建物に生じ、特に北側前面道路斜線は重要である。建築主と日照権被害者とも市民であるが、稚拙な法令、条例のために公平性が欠如している。

何も不特定多数に対しての情報公開を要求していない。当事者被害者に限定した 公開を要求しているだけである。条例をもっと柔軟に考えていただきたい。

(3) 法令上日影を生じても、客観的、科学的な根拠の説明もなく、法令適合範囲内として逃げることは職権乱用である。ただ、住民の常識範囲内での素朴な要求なのである。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和4年9月1日、10月3日受付の弁明書、令和5年3月29日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1)本件請求の対象公文書は、建築基準法第6条の2の規定に基づき指定された指定確認検査機関に対し、処分庁が建築基準法第12条第5項に基づく報告請求を行い、当該指定確認検査機関(以下「当該検査機関」という。)が確認した確認申請図書について提出されたものである。そのため、本件請求の対象公文書に記載されている内容は、当該検査機関が元来保有する情報である。
- (2) 建築基準法第77条の25により、指定確認検査機関は、確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。確認申請図書は、建築主が指定確認検査機関との契約に基づき、自身の建築計画について関係法令への適合を確認するため提出するものであり、その内容については通常第三者に知られたくない情報であるため、秘密に該当する。また、請求人は、これまでの処分庁とのやり取りの中で、当該検査機関に対し当該確認申請図書の開示要求をしたが、拒否されたと主張している。そのため、当該検査機関も当該確認申請図書が秘密にあたるという認識のもと、開示していないと推察される。
- (3) 処分庁が、本件請求の対象公文書を公開してしまうと、結果として指定確認検査機関が漏らしてはならない情報を、第三者に漏らしてしまうことになるため、非公開としたものである。これは、条例第 10 条第 2 号イ及び 6 号に該当するため、本件処分に違法又は不当な点はない。
- (4)請求人は、不特定多数への情報公開を要求しておらず、当事者被害者に限定した 公開を要求しているだけであると主張しているが、情報公開制度は何人にも情報公 開請求権が認められており、公開の判断にあたっては、請求者が誰であるかを問わ ず、一律に判断されなければならないため、請求者の立場によって公開の判断を変 更することはできない。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点について

処分庁によれば、原処分に係る対象公文書は、処分庁が建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告によって、当該検査機関から取得した特定の建築確認申請書である。当該検査機関における確認申請書の取扱いについては、建築基準法第 77 条の 25 の秘密保持義務規定により、当該機関が審査した確認申請書を第三者に開示できないこととなっており、処分庁においても同法規定の趣旨を踏まえ、条例第 10 条第 2 号イ及び条例第 10 条第 6 号に該当するとして、非公開とした。

一方、請求人によれば、原処分において非公開とされた公文書中、立面図及び断面図は公開すべきとして本件請求を行った。

したがって、本件の争点は、立面図及び断面図の条例第 10 条第 2 号イ及び条例 第 10 条第 6 号の該当性についてである。

以下、検討する。

(2) 本件公文書について

建築基準法によれば、建築主が建築物を建築しようとする場合、建築工事に着工する前に、その計画が建築基準法令の規定等に適合するものであることについて、確認申請書を提出して、政令指定都市等又は都道府県に置かれる建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。そして、その確認は建築主事によるもののほか、国土交通省又は都道府県知事が指定した者によることができるとされている。処分庁によれば、本件請求の建築物については、指定を受けた民間事業者である当該検査機関により、確認がなされたものであるとのことであった。

また、建築基準法第 12 条第 5 項の規定によれば、建築主事を置く市又は都道府 県は、特定行政庁として指定確認検査機関に対して、建築物に関する調査の状況に 関する報告を求めることができるとされており、処分庁は建築主事を置く市として 当該検査機関に対して報告を請求し、提出を求めて本件公文書を取得したものであ るとのことであった。

審査会が本件公文書を見分したところ、立面図には、建築主の氏名のほか、当該建築物の東西南北各面の外観、各階の軒高の寸法、外壁、扉等の材質、仕様、図面の縮尺等が記載され、また平面図の一部にはロフト部分の断面図が記載されており、寸法、使用目的等が記載されていることが認められる。

(3) 本件公文書の条例第10条第2号イの該当性について

条例第 10 条第 2 号イの規定では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもので、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものに限って、非公開とすることができる旨規定している。

また、当該規定は、情報提供者の期待と信頼を保護しようとするものであり、法人等から公にしないとの条件の下に任意に提出された情報については、慎重に取り扱うべきであるが、この公にしないとの条件の解釈は、公にしないことに合理的な理由があるもの等に限るなど、制度の原則公開という趣旨を踏まえて、限定的に行われなければならない。

処分庁によれば、本件公文書は、建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づき、当該検査機関に対して提出を求めて、提供を受けたものであるが、処分庁から特に公にしないことを条件として提示することや、当該検査機関からそのような条件を付して報告がされたわけではないとのことであった。処分庁としては、当該検査機関が公にすることができない情報を処分庁に提供した場合、当該検査機関としては当然、処分庁も公にしないものと認識をしているであろうし、処分庁としても公にしないとの条件が当然付されているものとして、条例第 10 条第 2 号イを適用して、非公開としたとのことであった。

しかしながら、上記のとおり、処分庁は、当該検査機関から公にしないとの条件を付されたうえで本件公文書を取得したわけではなく、また、同法第 101 条第 2 号の規定では、同法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対して罰則規定が置かれているのであるから、本件公文書は任意に提供されたものともいえず、条例第 10 条第 2 号イを適用したことは失当である。

したがって、本件公文書は、条例第10条第2号イには該当しない。

(4) 本件公文書の条例第10条第6号の該当性について

条例第 10 条第 6 号は、法令若しくは条例若しくは神戸市会会議規則の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示により、公にすることができないと認められる情報を非公開とすることができる旨規定し、法律や政令に規定がある場合や、他の条例で特別の定めがある場合には、法令秘情報として当該規定が優先されることを定めたものである。

処分庁によれば、建築基準法第77条の25の規定では、指定確認検査機関の職員は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないとされている。建築主が当該検査機関との契約に基づき、建築確認申請手続きのなかで取得した本件公文書は、秘密に属する情報であると考え、本件公文書を公開することにより、結果として当該検査機関が漏らしてはならない秘密に関する情報を、処分庁が第三者に漏らすことになるため、条例第10条第6号に該当し非公開としたとのことであった。

建築基準法第77条の25の規定によれば、秘密保持義務は指定確認検査機関の職員に対して課されているものであり、処分庁の職員に対して義務が課されているわけではないが、処分庁の職員に対しては、地方公務員法によって守秘義務が課されているところである。

情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、原則公開という理念のもとで、市の保有する情報の公開を請求する市民の権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する 責務を果たすことを目的としており、本条例に基づき適法に公開をしている限りに おいて、地方公務員法等の守秘義務違反による責任に問われることはないものと考 えられている。

そうすると、情報公開制度と各法令に基づく守秘義務との関係を踏まえれば、建築基準法第77条の25の規定で指定確認検査機関の職員に秘密保持義務が課されていることをもって、本件公文書が法令秘情報に該当するとの処分庁の主張は失当である。

したがって、本件公文書は、条例第10条第6号には該当しない。

(5) 本件公文書のその余の非公開事由の該当性について

上記(3)(4)のとおり、本件公文書は、条例第10条第2号イ及び第6号に該当しないと判断するが、審査会としては、処分庁による原処分の検討はなお不十分であると思われるので、以下のとおり、意見として述べることにする。

まず、本件公文書中、立面図についてであるが、審査会が見分したところ、立面

図には窓、扉の位置、図面の縮尺が記載されており、図面の縮尺から窓、扉の寸法を測定することが容易であることが認められる。

立面図は、外観を側面から投影していることからプライバシー性が低いものとして、取り扱われている傾向にある。しかしながら、塀、植栽、工作物あるいは隣接する建築物等によって、外部からの建築物への視界が遮断されることもあり、外観の様子が当然に外部から明らかになるものとは言えない。

また、昨今、個人の住居を狙った凶悪犯罪が多発し、重大な社会問題となっている状況を鑑みると、仮に特定の建築物の外観及び開口部等の位置及び寸法等が明らかになる立面図が公開され、社会に流通することになれば、居住者としては不快感や不安感を抱くであろうし、そのような情報をみだりに他人に知られたくないと思うことが通常であると考えられる。

つぎに、断面図についてであるが、断面図は建築物の縦方向の内部空間が明らかになる情報であり、平面図と同様に、居住者の日常生活が窺い知ることができる情報であるといえる。

以上のことから、本件公文書については、プライバシー情報としての観点からの 検討が必要であるにもかかわらず、そのような検討がなされていないのであるから、 処分庁は条例第10条第1号の該当性について、再度検討すべきである。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
令和4年8月10日	_	*審査請求人から審査請求書を受理
令和4年9月1日	_	*処分庁から弁明書を受理
令和4年9月20日		*審査請求人から反論書を受理
令和4年10月3日		*処分庁から弁明書を受理
令和4年10月13日		*審査請求人から反論書を受理
令和4年10月31日	_	*諮問書を受理
令和5年3月29日	第353回審査会	*処分庁の職員から非公開理由等を聴取 *審議
令和5年5月8日	第354回審査会	*審査請求人から意見陳述 *審議
令和5年5月29日	第355回審査会	*審議
令和5年6月26日	第356回審査会	*審議
令和5年7月31日	第357回審査会	*審議